

人口	483,493人	(-130)
男	234,720人	(-89)
女	248,773人	(-41)
世帯数	173,702	(-24)
住民基本台帳による。()は前月比		

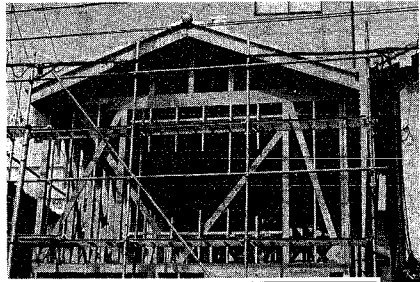
平成7年
4月2日
第1466号

にいがた



発行日 毎週日曜日 発行新潟市 〒951 編集 総務部広報課 印刷 第一印刷所
学校町通1-602-1

勤労者等住宅建設資金を改正 建売住宅購入者を対象に追加



市では勤労者などが市内に家を建てたり購入したりする際に貸し付けている住宅建設資金について、本年度から対象要件を広く、より幅広い市民が利用できるよう改正しました。

本年度変更した対象要件は、次の三点を改正しました。

第一点は、貸付対象に建売住宅購入者を追加しました。ただし、この場合の住宅は住宅金融公庫の融資対象となる一層の便宜を図るため、次の三点を改正しました。

- 〈貸付対象〉**
- ①自ら居住するために新築、増改築、修繕または建売住宅を購入しようとする人(マンション・中古住宅は該当しません)
 - ②同居親族がおり、建築(または購入)後も引き続き同居する人
 - ③市区町村民税を完納している人
 - ④昨年の収入または所得が次の額以下の人
 - ・給与所得の場合…収入金額1000万円
 - ・そのほかの場合…給与所得が790万5000円
 - ⑤貸付予定者決定通知到着前に工事の請負契約または売買契約をしていない人
 - ⑥住宅部分の床面積が50㎡～165㎡であること(増改築の場合は完成後の面積)
 - ⑦構造は問いません

第二点は、貸付対象に建売住宅購入者を追加しました。ただし、この場合の住宅は住宅金融公庫の融資対象となる一層の便宜を図るため、次の三点を改正しました。

第三点は、三点目所得制限の緩和で、前年所得を七百九十五万円まで引き上げ、対象者をさらに拡大しました。

要領は次のとおりです。詳しくはお問い合わせください。

〈貸付条件〉

貸付金額 一戸当たり五十万円以内(新築、増改築、修繕、購入)

償還期間 二十年以内

償還方法 元利均等毎月返済(ボーナス償還併用可能)

受付期間 四月十日～五月八日

受付場所 県労働金庫(寄居町2-28-1341)と各支店

※詳しい案内書、申込書は労働金庫各店または勤労福祉課(市役所第一分館5階)地区事務所にあります。問い合わせ 勤労福祉課(市内線3306番)

市役所の組織が 変わりました

4月1日から、次のとおり市役所の組織が変更になりました。

教育委員会については学校教育部(総務課、学事課、施設課、学校指導課、保健給食課)と生涯学習部(生涯学習課、青少年課、体育課)の2部制になります。

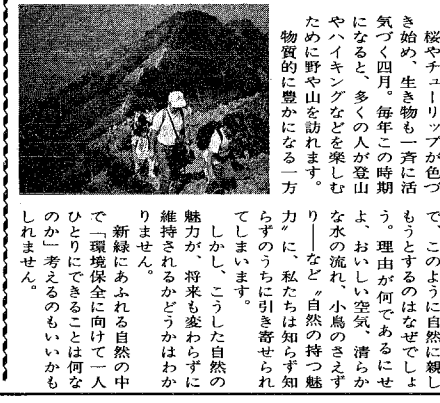
旧設	新設	場所
(新設) 総合調整課 企画課	広域行政課	本館5階
(新設) 清掃課 減量推進室	総合企画課	第1分館2階
社会教育課	青少年課	第2分館2階
(新設) 埋蔵文化財センター	埋蔵文化財センター	旧太郎代小学校

私たちを引き寄せる "自然の魅力"

桜やチューリップが色づき始め、生き物も一斉に活気づく四月、毎年この時期になると、多くの人が登山やハイキングなどを楽しむために野山を訪れます。物質的に豊かになる一方、自然の持つ魅力のうちに引き寄せられてしまっています。

しかし、こうした自然の魅力が、将来も変わらずに維持されるかどうかはわかりません。

新緑にあふれる自然の中で一環境保全に向けて一人ひとりにできることは何なのか? 考えるのいいかもしれません。



県議会議員選挙

投票日は4月9日

県議会議員選挙が四月九日に行われます。国民一人ひとりが有権者として義務を果たすため、正しい投票を行うことから、政治に参加しましょう。

投票時間は午前七時から午後六時までです。入場券を忘れずに投票所へお持ちください。紛失した人は投票所へ申し出てください。

投票所公簿券は3名連記

三名連記の投票所入場券を世帯主あてに郵送します。投票所へ行く時、それぞれ切り離し、投票所、名前を確認して各自お持ちください。

不在者投票

仕事などで投票日に投票できない人は、不在者投票をすることができます。

不在者投票

身体障害者手帳または戦

〈別表1〉 選挙権の要件など

住所異動した人の投票所	選挙権
平成七年三月二十日以前に転居手続きをした人は、新しい住所の投票所	日本国籍を有し、年齢が二十歳以上で、日本国民に帰化した人は、前住所の投票所
平成七年三月二十日以後に転居手続きをした人は、前の住所の投票所	日本国籍を有し、年齢が二十歳以上で、日本国民に帰化した人は、前住所の投票所
平成七年三月二十日以後に転居手続きをした人は、前の住所の投票所	日本国籍を有し、年齢が二十歳以上で、日本国民に帰化した人は、前住所の投票所

〈別表2〉 郵便で不在者投票できる人

障害の種類	障害の程度
身体障害	一級、二級
知的障害	一級、二級
精神障害	一級、二級
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸または痔まで	特別重症から重症まで

市役所・市教育委員会
☎228-1000 (代表)

野球場 テニスコートの申し込み…266-8111
園芸センター…286-1034
水道局…266-9311
保健所…243-5311
石山地区保健センター…286-4450
鳥屋野地区保健センター…285-2373
高地区保健センター…259-7332
西保健所…266-5171
西地区保健センター…262-3405
坂井輪地区保健センター…260-3255

患患診療(市医師会) 県歯科医師会
患患診療センター…228-2822
休日歯科診療センター…283-3030

更新してください 図書館の利用カード

平成3年4月から4年3月の間に図書館に利用の登録をした人は、4月から利用カードの更新が必要です。対象者はカードに茶色の丸シールが張ってありますので、カードと住所の確認ができるもの(郵便物など)をお持ちの上、新しいカードと交換してください。

問い合わせ 沼垂図書館(☎241-4116)へ

坂井輪図書館 読書会

日時 4月12日午前10時～正午
会場 坂井輪地区公民館
テーマ 読書「冷たい夏、熱い夏」吉村昭著(新潮文庫)
申し込み 当日直接会場へ
問い合わせ 同図書館(☎260-3242)へ

戦傷病者手帳をお持ちの人へ

戦傷病者手帳をお持ちの方は、平成7年度(来年3月31日まで有効)の鉄道乗車券、急行券等引換証を交付しています。戦傷病者手帳と印鑑をお持ちの上、交付を受け取ってください。

交付場所 福祉総務課(市内線2604番)